

認定診療放射線技師規程

平成 30 年 2 月 24 日 制定

平成 30 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 12 月 15 日 改正

令和 2 年 12 月 11 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 4 条の目的を達成するために、特定の医療分野において診療放射線技師を認定することを目的とする。

(適応範囲)

第 2 条 この規程は広い知識と安全で高い技術を備え、放射線等の技術向上および発展に寄与する診療放射線技師の認定について適用する。

2 Ai 認定診療放射線技師および災害支援認定診療放射線技師については、別に定める。

(認定)

第 3 条 認定診療放射線技師とは、本会の認定診療放射線技師認定審査に合格した者をいう。

2 認定とは、以下の各号に規定する者をいう。

- (1) 下部消化管認定診療放射線技師
- (2) 画像等手術支援認定診療放射線技師

(認定資格申請条件)

第 4 条 認定診療放射線技師の認定審査を受験しようとする者は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の診療放射線技師免許を有すること
- (2) 診療放射線技師免許取得後、通算 5 年以上の実務経験を有しており、そのうち通算 3 年以上は第 3 条第 2 項の認定診療放射線技師分野での実務経験を有していること

(認定審査の方法)

第 5 条 認定診療放射線技師認定審査は、認定診療放射線技師の分野ごとに毎年 1 回以上、筆記試験によって行う。

(報告と認定の実施)

第 6 条 学術教育委員会は、審査結果を理事会に報告し、本会が認定診療放射線技師の登録を行う。

(認定証の交付)

第 7 条 本会が、認定診療放射線技師として認定した者に対し、認定診療放射線技師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定者を認定診療放射線技師名簿は、原則として氏名を本会ホームページにて公表する。

(認定の有効期限)

第8条 認定診療放射線技師認定の有効期間は、認定を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年とする。

2 第4条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

3 有効期間を満了するものが、第9条の要件を満たすと認められた場合は認定の期間を更新するものとする。

(認定更新申請)

第9条 認定診療放射線技師の更新を希望する者は、認定の期間内に次の各号すべてを満たしていなければならない。なお、更新審査については書面審査にて行い、更新のための講習会を実施することができる。

(1) 本会の学術大会及び本会が認める認定診療放射線技師に関する学会及び研究会等への参加実績があること

(2) 自己研鑽の実績については本会学術研修カウントのうち、参加カウントが100カウント以上に達していること

(更新申請書類)

第10条 更新申請者は、次の各号に定める申請書類を本会に提出しなければならない。

(1) 認定診療放射線技師認定更新申請書

(2) 前条第1号の参加証の写し

(認定および更新に係る費用)

第11条 認定および更新に係る費用は別表1のとおりとする。なお、既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする

附則

1 この規程は、平成30年2月24日から施行する。

2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年12月15日から施行する。

4 この規程は、令和2年12月11日から施行する。

別表1

	内容	費用(円)	
		会員	非会員
(1)	認定試験受験料	5,000	10,000
(2)	認定審査料	5,000	10,000
(3)	更新審査料	5,000	10,000